

[史料]

グリム編『ヴァイステューマー』の邦訳（2）

1457年の「ブランケンベルク法域法」
（ノルトライン＝ヴェストファーレン地方）

山本 健*

Translation of German Medieval Local Custumal —*Rechte des Landes Blankenberg*, 1457—

Takeshi YAMAMOTO

This paper translates a medieval local custumal (Weistum) into Japanese in order to examine the nature and structure of territorial Germany during the Later Middle Ages. The Weistum, *Rechte des Landes Blankenberg*, comes from the lower Rhineland Dukedom of Berg and was written in medieval German in the year 1457.

There are two prominent features of this Weistum. The first is that within the Land Blankenberg, one of the administrative districts (Ämter) in Berg was a court which exercised the highest jurisdiction in civil and criminal matters. In this respect, the Land Blankenberg seems legally to be an independent district in Berg. The second is that this court's documents (Weistum) illustrate the problem of geographical and social mobility of people in all ranks of medieval society. This trans-

*やまもと・たけし：敬愛大学国際学部助教授 ドイツ中世史
Associate Professor of German Medieval History, Faculty of International Studies,
Keiai University.

lation simplifies research on the relationship between migration and political structure in medieval local districts.

史料の紹介

本稿は、ドイツ北西部の低地ライン地方に属するベルク大公領 (Herzogtum Berg)⁽¹⁾ の一つの管区 (Amt) ブランケンベルク (Brankenberk)、その1457年のヴァイステューマー (Weistümer) の邦訳⁽²⁾ である。これは低地ライン地方のベルク国制史関係を解明するうえで有効なヴァイステューマーである。まず、ベルク大公領の形成について言及する。

1. ベルク大公領について

(1) 1380年のベルク大公領の形成について

ベルク家は11世紀後半、小貴族がひしめき合っていた低地ライン地方の中で、ディーン川 (Dhün) 近くのベルク [今日のアッテンベルク (Attenberk)] に設けた本拠地の地名に因んで、ベルク一門 (Geschlecht) と呼ばれた。12世紀中期にリップ川 (Lippe) とジーク川 (Sieg) との間にあるヴェルデン (Werden)⁽³⁾、ドイツ (Deutz) そしてジークブルク (Siegburg) の各修道院の守護権 [フォークタイ (Vogtei)] を獲得し、またヴェルル (Werl) 伯家から所領を入手して、自らを伯家と称え始めた。そして1133—1288年にかけて、ベルク伯家の本拠地はヴッパー川 (Wupper) 沿いのブルク (Burg) に移される⁽⁴⁾。

1160年にベルク伯家は本家のライン系ベルク伯と分家のヴェストファーレン系 (マルク家とアルテナ伯家) に分裂するも、1176年にはヒルデン=ハーレン (Hilden u. Haan) を、そしてデュースブルク (Duisburg) 周辺部を、さらに1189年にはデュッセルドルフ (Düsseldorf) 周辺部をも獲得して、勢力を伸長させた。しかし、1225年に本家筋の男系が断絶し、イルムガルド・フォン・ベルクと結婚していたハインリッヒ・フォン・リンブルクがベルク伯家を継承 [リンブルク系ベルク伯家 (1225—1348年) の登場] した⁽⁵⁾。

1280年以降、デュッセルドルフがベルク伯領の首都となる⁽⁶⁾。

しかし、この低地ライン地方で圧倒的な力を持つケルン大司教の前では、同地方のどの君主も否応なくケルン大司教の存在を意識した行動を取らざるをえなかった。ケルン大司教は明らかに各領域を超えた権力体制をめざしていた。だが、このようなケルン大司教の優越的な支配体制は、1288年6月5日のウォーリンゲンの会戦（Die Schlacht bei Worringen）⁽⁷⁾で、ケルン大司教側がブラバント伯側に敗退することで、崩壊した。この結果、これまでケルン大司教に押さえ込まれていた低地ライン地方の小規模な君主（具体的には、ユーリッヒ [Julich]、マルク [Mark]、ベルク [Berg] そしてクレーフエ [Cleve] の4家⁽⁸⁾）は支配領域（Territorien）を形成することが可能となった。事実、ベルク伯はメットマン（Mettmann）、ハルデンベルク（Hardenberg）そしてゾーリンゲン（Sollingen）をも獲得し⁽⁹⁾、比較的まとまった領域形成〔図1〕に成功した。そして、1380年5月のアーヘン諸侯会議で皇帝ヴェンツェル（Wenzel）の恩恵によりベルク伯ヴィルヘルム2世（Wilhelm）は大公（ベルク伯領は大公領）に昇格した⁽¹⁰⁾。

（2）14—15世紀の大公領としてのベルク

ベルク伯ヴィルヘルム2世は、大公への昇格が刺激となって、首都デュッセルドルフの都市拡張に努めだす。まず1384年には同市周辺に位置する農村共同体（Honschaft）ゴルツハイム（Golzheim）、ダーレンドルフ（Darendorf）そしてビルク（Bilk）を都市法領域（ヴァイヒビルド）に加えた。その時、農村住民に負わせた条件は、彼ら農民がデュッセルドルフ市内に屋敷地を設け、その土地を取得すべし、というものであった⁽¹¹⁾。さらに2年後にはハム（Hamm）教区をも同市に編入させるなど⁽¹²⁾、首都の拡張事業は続いた。

このようなベルク大公による領邦高権（Landeshoheit）の形成は隣国マルク伯エンゲルベルト（Engelbert）をいたく刺激し、古い対立をぶり返えさせた。この対立の最中、1391年に同マルク伯が死去した。彼には一人娘マルガレータがいたが、マルク伯の兄弟であるクレーフエ伯アドルフ2世（Adolf）はマルク伯領を占領し、1393年に同伯領を自分の息子ディートリッ

ヒ (Dietrich) に、カイザースヴェルス (Kaiserswerth) での関税 (2,400グルデン) と一緒に譲渡した。これに対して、娘のマルガレータは関税徴収権は母親の財産であるとして、1395年にこの徴収権をベルク大公ヴィルヘルムに売却した。この不確かな関税徴収権の購入でベルク大公はクレーフェ伯アドルフ 2 世・マルク伯ディートリッヒ親子との運命的な戦争を強いられる⁽¹³⁾。

1397年 5 月にベルク大公ヴィルヘルムは多数の近隣領主の援軍を得て、クレーフェ伯領内に進軍した。これに対して、クレーフェ伯アドルフ 2 世は若干の抵抗を試みた後、反転してクレーフェ城に立て籠もってしまった。これを見たベルク大公は勝利を確信し、自陣の軍隊を解散させた。しかし、密かにヴェーゼル (Wesel) 方面からライン河を渡ってきたマルク伯の騎士団に急襲され、ベルク大公はクレーフェ会戦で捕虜になり、両軍の戦争はクレーフェ・マルク連合軍の勝利で終わった⁽¹⁴⁾。同年 8 月に両陣営の間で和解⁽¹⁵⁾ が成立した。その条件とは、①クレーフェ伯領とマルク伯領の臣民たちにベルク大公領での自由通行と関税免除 (Geleitsfreiheit u. Zollfreiheit) を約束する。②ヴィンデック (Windeck) 城とバイネンブルク (Beyenburg) 城を、ルール河畔のミュールハイム (Mülheim) 教区を、両伯に 7 万 4,000 シルテン金貨 (Goldschilden) を支払い終えるまで、譲渡する。③この戦争の原因となったカイザースヴェルスでの関税 (2,400グルデン) 徴収権を放棄する、というものであった。

ところが、ベルク大公ヴィルヘルムが捕虜になっている間、ベルク大公領は大公の息子たちが支配した。彼らは父親の解放金を作るためにベルク大公領を質入れすることに反対した。そのため、ベルク大公は拘束から直ぐには放免されなかった。そのため大公は息子たちの承認を得るために、息子らに領土の一部を譲渡し、かつ息子たちの、ベルク大公領内の騎士団、都市、そして農村共同体の承認なくして、領土も城も譲渡・質入れしない旨、約束させられたのであった⁽¹⁶⁾。また大公の長男でラーベンスベルク伯 (Ravensberg) であるアドルフは、義父のブラウンシュヴァイク大公ハインリッヒの力を借りて、彼の当面の敵であるマルク伯ディートリッヒを

追い詰め、そして翌年（1398年）5月に、エルヴァフェルト（Elberfeld）の会戦で殺害した。そして彼は次なる敵であるクレーフェ伯アドルフ2世と対置したが、クレーフェ伯の義父であるファルツ伯ループレヒト（Ruprecht）の仲介で和解を強いられた⁽¹⁷⁾。

このように、ベルク大公国では①マルク伯ディートリッヒへの勝利と②捕虜になった父親の無能さから、事実上の為政者は大公の長男でラーベンスベルク伯であるアドルフと見なされた。そして彼は1402年に、ヴィンデック城とバイネンブルク城を取り戻し、さらにブルク城で6,000シルテン金貨の約束手形をも取り戻した⁽¹⁸⁾。また彼は父親から譲渡されていた城砦の共同所有から弟たちの名義（権利）を排除する事に成功し、さらに1404年3月に「公共の利益の為に」を口実に父親を廃位させて⁽¹⁹⁾、全領域の統治を開始した。彼はベルク領の騎士団に自分の支配の正当性を承諾させるべく、1404年9月の証書で騎士団に広範囲な特権（Freiheiten u. Vorrechten）を認可した⁽²⁰⁾。このようにしてベルク大公国をまとめあげたベルク大公アドルフ9世は、父親がクレーフェ伯アドルフ2世との戦争でベルク大公国にもたらした不利な条件（高額な損害賠償）を、同じ戦争という手段で修正（減額）していった（1407年6月／1409年10月／1410年2月）⁽²¹⁾。

その後も、ベルク大公アドルフは従兄弟のユーリッヒ＝ヘルデル（Julich Gelder）大公ライナルト（Reinald）に後継者が生まれなかった時には、同大公領の相続を主張するなど、ベルク大公の領土拡大路線は続いた。そして、1423年6月にユーリッヒ＝ヘルデル大公ライナルトが死去すると、実際にベルク大公アドルフは甥にあたるハインスベルクの領主ヨーハン（Herr Johann von Heinsberg）〔伯母ヒッリッパ（Philippa）の息子〕とユーリッヒおよびヘルデルの領土を分割しようとした⁽²²⁾。ユーリッヒに関しては、同領域の騎士団や諸都市は、ベルク大公アドルフをユーリッヒ伯として、またヨーハン・フォン・ハインスベルクをユーリッヒ領主として受け入れ、また両者に忠誠の誓いを行った。これに対して、ベルク大公アドルフはユーリッヒ領域の等族（Stände）の諸特権を、またライナルト未亡人の個人的な所領をも安堵し、継承はスムーズに行われた⁽²³⁾。他方、ヘルデルに関

しては、同地域の等族はベルク大公アドルフと領主ヨーハンを拒否し、本来の相続権者たるエグモント家のアルノルド (Arnold von Egmond) を支持して、彼に公式に忠誠の誓いを行った⁽²⁴⁾。ここに、長期 (1423—1445年) にわたる両陣営の対立が発生した。そのため両陣営は自らの支持者を求めて、近隣の諸侯や領主そして有力都市と同盟を結んだ⁽²⁵⁾。そのため、低地ライン地方全体を巻き込む戦争状態が生まれた。一般に暴力行為が幅を効かせていたこの時代、同盟の誓約や契約は単なる手段に過ぎず、目の前に提示されたより有利な条件に戦争当事者が簡単に豹変したため、敵対関係は一層錯綜した。国王ジギスムントの調停や脅し (帝国裁判所への召喚や帝国アハト刑)⁽²⁶⁾ もまたバーゼル宗教会議での宗教的脅し (破門)⁽²⁷⁾ も虚しく、戦闘は続いた。ただし、1435年4月にまずベルク=ユーリッヒ大公アドルフとクレーフェ大公との間に停戦の了解が成り立ち、それに続いて同年の末にはケルン大司教とクレーフェ大公との間に平和協定が成立した。そしてこの頃に、ブルグント大公フィリップ (Philipp) が仲介者となって、ベルク大公アドルフとヘルデル大公アルノルドとの間に停戦状態が1436年5月までに実現した⁽²⁸⁾。しかし、さらなる好ましい調停ないし平和的な解決への展望は1437年7月にベルク大公アドルフの死去によって断たれてしまったが⁽²⁹⁾、ケルン大司教ディートリヒ (Dietrich) の努力によって、この停戦状態はさらに1442年の復活祭まで延長された。ベルク大公アドルフは子供を残さなかったので、彼の甥のゲルハルト (Gerhard) が後継者となった。このゲルハルトも1445年5月にクレーフェ大公の長男ヨーハン (Johann) との間に平和状態を取り戻し、またフランス国王シャルル7世とも保護・援助同盟を結んで外交的基盤 (安全保障) の強化に努めた。このような背景の許に、1445年11月にベルク=ユーリッヒ大公ゲルハルトはヘルデル大公アルノルドと10年間の平和 (停戦) 条約を締結することに成功した。そして1466年に同じ平和条約がさらに10年間、延長された⁽³⁰⁾。

ところで、ベルク=ユーリッヒ大公ゲルハルトはザクセン=ラウエンブルク大公ベルナルト (Herzog Bernard von Sachsen-Lauenburg) の娘ソフィア (Sophia) と結婚していたが、精神薄弱のために無気力になり、1450年5月

に自暴自棄になって、ケルン大司教ディートリヒとの間に、ゲルハルトが子供を残さず死亡した場合には、ベルク大公領とブランケンベルク(Blankenberg)、ジンツィヒ(Sinzig)、レマージュ(Remagen)そしてラーベンスベルク(Ravensberg)を、一部は売却し、また一部は寄進する旨、契約を結んだ⁽³¹⁾。ただし、この契約には「子供が生まれた場合はその限りにあらず」という条件が付けられていたため、3男2女に恵まれた彼は1469年に上記の領土をすべて取り戻した⁽³²⁾。1475年8月にベルク=ユーリッヒ大公ゲルハルトは死去した。同大公領はゲルハルトの長男ヴィルヘルムに継承された⁽³³⁾。

2. ブランケンベルク領(Blankenberg)とヴィンデック領(Windeck)について

上記のような経過をたどるベルク大公領のなかで、本稿で紹介しようとしているブランケンベルク領はどのような位置づけであったのだろうか。

まずブランケンベルク⁽³⁴⁾は、1180年頃にサイン伯(Graf von Sayn)によって城砦(ブルク)が建設される。そしてサイン伯領はハインリッヒ3世(1205—47年)の時に領域的に拡大し、政治的にも頂点に達した。彼は領域ブルク(Landesburg)に改築した。その時、彼は1180年以降に生じたブランケンベルク城砦定住地に囲壁をめぐらし、さらに1245年9月には都市法を付与した。彼の死後、同領域はシュボンハイム伯およびロン伯にしてハインスベルク領主ゴットフリート(Gotfried)らの手を経て、1363年にベルク伯ヴィルヘルム2世(Graf Wilhelm II)に買い戻し不可能な質物として譲渡された⁽³⁵⁾。すなわち、ゴットフリートはブランケンベルクとその西に隣接するレーヴェンブルクの2地域を保有する人物であり⁽³⁶⁾、彼はベルクとの平和関係を維持するために、まず1363年1月にレーヴェンブルクの5つの教区〔ホンラート(Honrath)、アルテンラート(Altenrath)、ジークラー(Siegler)、ライト(Rheidt)そしてオーヴァーカッセル(Obercassel)〕を売却し⁽³⁷⁾、さらに同年9月にはブランケンベルクの都市とラント(領土)を6万モットネン(Mottunen)でベルク伯に質入れした⁽³⁸⁾。こ

の時からブランケンベルクはベルク領になったが、しかしその位置は特別であったと推定される。この根拠は、上記したように1450年3月にベルク大公ゲルハルトがケルン大司教ディートリヒヒに、ベルク大公領とブランケンベルク (Blankenberg) などを譲渡／売却 (1469年にケルン大司教から返還) した事例である。ここでは、すでにベルク領になっているはずのブランケンベルク領がわざわざベルク領と併記されている。しかも、ブランケンベルク領内の等族や都市などはいち早くケルン大司教ディートリヒヒに忠誠の誓いを行い、この大司教から自らの諸特権を保証されていた⁽³⁹⁾。

このように、1363年に法的にはベルク領に編入されたにもかかわらず、約100年後の1450年頃でも本来のベルク領とは位置づけられておらず、しかもブランケンベルク領内の等族や都市などもケルン大司教を事実上の「領主」と見なしていた。そのためか、このブランケンベルク領内には本「邦訳」の第2部で言及されるように、ケルン領などから多数の移住民が押しかけていた。このような新住民に対して、東に隣接するヴィンデック領民たちは明らかに苦情を抱いていた様子がうかがえる。それは、おそらく、ヴィンデック領民たちの「本来のベルク領民」としての誇り (名誉) に基づく「新参のベルク領民」(ブランケンベルク領民) に対する一種の苛立ちかもしれない。確かに、図1の解説からも明らかな様に、ベルク伯家は1150年までにケルン市の対岸に位置するドイツガウ (Deutzgau) の伯権を獲得し、さらに1180年頃にはケルダッハガウ (Keldachgau) とルールガウ (Ruhrgau) [両ガウは、図1のAmt AngermundとAmt Mettmannに対応]⁽⁴⁰⁾ を獲得している。そして1174年にはベルク伯エンゲルベルト (Graf Engelbert von Berg) はテューリンゲン伯ハインリッヒ・ラスポー (Graf Heinrich Raspo von Thüringen) からヴィンデックの新しい城砦 (castrum) をレーエンとして授封され、この授封を、皇帝フリードリッヒ1世から承認されていた⁽⁴¹⁾。たとえケルン大司教がヴィンデックの城砦に対して上級所有権を獲得していたとしても、その後のケルン大司教の後任者たちはベルク伯に対してこの所有権を主張しなかった。そのためか、新しいヴィンデック城はヴィンデック管区の拠点となり、そしてベルク伯アドルフ6世 (1246—1259年)

の次男ハインリッヒが1268年から1290年にかけて、ヴィンデック領主(Herr von Windeck)の称号を伴って史料に現れる⁽⁴²⁾。また1397年の対クレフェ戦でベルクが敗北した時には、ヴィンデック城とその領土がバイネンブルク城と共に戦争賠償金の一部として供出させられていることなどから⁽⁴³⁾、ヴィンデック城は当時、ベルク伯の拠点と見なされていたことが分かる。そして1435年にネッセルロード領主(Herr von Nesselrode)がヴィンデック管区長の地位(Amtmannstelle)を世襲相続し、ヴィンデック城をより強固に改修した⁽⁴⁴⁾。

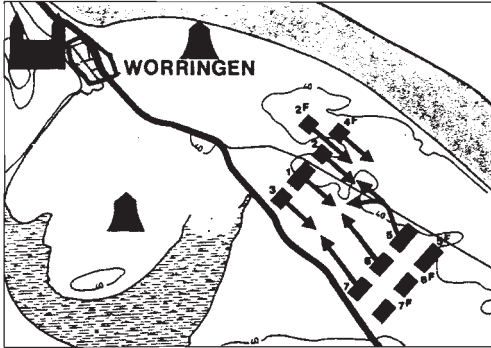
以上のようなベルク大公領でのブランケンベルク領とヴィンデック領の比重の違いが、本ヴァイステューマーに反映されているように思われる。

なお、ブランケンベルク領(=法域)には同都市法、そして荘園ローマル(Lohmar)およびゼールシャイト(Seelscheidt)のヴァイステューマー⁽⁴⁵⁾もあり、これらの総合的なブランケンベルク領(=法域)の権力構造については後日の課題として挙げておく。

(注)

- (1) 低地ライン地方史に関する概説書として、*Rheinische Geschichte*, 3 Bde (hrsg. von F. Petri u. G. Droege), Düsseldorf, 1983を、またドイツ中世後期については、F. R. H. Du Boulay, *Germany in the Later Middle Ages*, London, 1983を参照。
- (2) 同ヴァイステューマーはすでに椽川一朗氏によって「ドイツ農民身分制史(北西編)」(『駒沢史学』30号、1983年、30-33ページ)の中で部分的に訳されている。しかし、氏が訳した箇所だけでは、ブランケンベルクがベルク大公領の中でどのような位置にあるのか、という同ヴァイステューマーが持つ国制史的な関係がみえてこない。本稿はこの点を補う材料を提供できるものと確信している。
- (3) W. Stüwer, *Das Erzbistum Köln 3, Die Reichsabtei Werden an der Ruhr*, Berlin-N. Y., 1980および山本健「中世都市形成期における北西ドイツ農村社会の変質と都市移住民——ヴェルデン修道院を中心に」『社会経済史学』第62巻6号、1987年を参照。
- (4) G. Köbler, *Historisches Lexikon der deutschen Länder*, München, 1988, S. 45-46.
- (5) *ibid.*, S. 45および、*Urkundenbuch für die Geschichte des Niederrheins* (hrsg. v. T. J. Lacomblet), Bd. II, 1960 (以下、*UB Nrh.* と略記する)。アドルフ5世は1218年の年初めに十字軍(教皇ホノリウス3世のエジプト攻撃を提唱し、1216-21年にかけて教皇代理ペラギウスが指揮した。ダミエッタを一時占領したが後に放棄)に参加し、同年の夏期にエジプトのダミエッタ(Damiette)で倒れる。しかし、アドルフ5世の弟でケルン大司教エンゲルベルトが異議申し立てをしたので、ハインリッヒはエンゲルベルトが死去した1225年11月以降からベルク伯と称するようになった(*UB Nrh.* II. S. XXXVII-XXXIX)。
- (6) *ibid.*, S. 45.
- (7) クラウス・ミリツァー(Klaus Militzer)による「1288年6月5日のウォーリングゲンの会

図 2



(出所) P. Fuchs, a.a.O. S. 237 からの転載。

- 1 = ブラバント軍
- 2 = ケルン市の都市貴族
- 2^F = ベルク農民軍 (歩兵)
- 3 = ユーリヒヒーローン軍
- 4^F = ケルン市の歩兵

- 5 = ケルン大司教
- 5^F = 大司教の歩兵と軍旗車
- 6 = ルクセンブルク軍
- 6^F = ルクセンブルクの歩兵
- 7 = ヘルデル軍
- 7^F = ヘルデルの歩兵

戦」の記述がある〔P. Fuchs (hrsg. v.) *Chronik zur Geschichte der Stadt Köln, Bd. I, Von den Anfängen bis 1400*, Köln, 1990, S. 234–238〕。この会戦の直接の原因は、リムブルク大公家の相続 (die Limburger Erbfolge) であったが、その後ではブラバント大公の経済政策が絡んでいた。すなわち、1283年にリムブルク女大公イルムガルドが正統な子孫を残さず死去した。彼女の夫であるヘルデル伯ライナルト 1 世 (Graf Reinald I. von Geldern) が国王ルドルフ・フォン・ハプスブルクから一代限りでの同大公領を保有する権利を獲得した。これに対して、女大公イルムガルドの最近親相続人であるベルク伯アドルフが同大公領に対して要求権を主張した。またケルン市との商業路の確保をめざしていたブラバント大公ヨハン 1 世は同大公領がヘルデル伯に渡ることに危機感を抱いた。そのため1283年 9 月に同ブラバント大公はベルク伯から彼の要求権を買い、正当なる要求権を手にした。さらに、ケルン大司教とケルン市は関税をめぐる長年にわたり対立していたが、ケルン市はブラバント大公の商業政策に共感し、ブラバント大公に味方する。

こうして対立点は、リムブルク大公家の相続から経済的利害へ移り、ケルン大司教およびヘルデル伯とブラバント大公、ベルク伯そしてケルン市の両陣営がウォーリングゲンで会戦 (図 2 を参照) した。前者は捕虜になり、ケルン大司教の敗北が確定した。

- (8) Du Boulay, a.a.O. S. 95.
- (9) G. Kübler, a.a.O. S. 45. ベルク伯ゲルハルトは1355年に6,000マルクと引き換えに、ハルデンベルクを取得し (UB *Nrh.* III. Nr. 548)、また1359年には騎士ハインリッヒ・フォン・エフト (Heinrich von Oeft) からゾーリングゲンの旧荘園庁を購入していた (UB *Nrh.* III. Nr. 596)。またベルク伯ヴィルヘルムは1374年にゾーリングゲンを都市に昇格させている (UB *Nrh.* III. Nr. 754)。
- (10) UB *Nrh.* III. Nr. 848.
- (11) UB *Nrh.* III. Nr. 878.
- (12) UB *Nrh.* III. Nr. 1001.
- (13) UB *Nrh.* III. S. VIII.
- (14) UB *Nrh.* III. S. IX.
- (15) UB *Nrh.* III. Nr. 1031.
- (16) UB *Nrh.* III. S. IX. ベルク大公ヴィルヘルムは最終的に1405年にデュッセルドルフ市と 2 つの管区モンハイム (Monheim) とミゼローエ (Miselohe)、ケルン市とボン市のライン河中間地点に位置するリルスドルフ城 (Schloß Lülsdorf) そしてポルツ砦 (Vest Porz)、

- 4つの教区などを除いたその他の全ての領土を長男アドルフに譲渡しなければならなかった (*UB Nrh.* IV. Nr. 38)。
- (17) *UB Nrh.* III. S. IX.
- (18) *UB Nrh.* IV. S. V.
- (19) *UB Nrh.* IV. Nr. 24. das wir den [=vader] um des gemeynen lands besten willen upgehalden hauen ind die slosse, lande ind lude van dem Berge an uns genoymen hauen. 母親のアンナ (Anna) は神を恐れずまた正当性を無視して父親 (ベルク大公ヴィルヘルム) を拘束し、領土を我が物にした長男アドルフを3回にわたり宮廷法廷に訴え、欠席したアドルフは帝国アハトの刑に処せられた (*UB Nrh.* IV. Nr. 37)。
- (20) *UB Nrh.* IV. Nr. 27. その内容は、騎士たちの折半小作農 (Halbwinner) の租税免除、森林の自由利用、木材および石炭の関税免除、レーエン領民および小作人の水車小屋での自由な粉引き、敵の攻撃を回避するための城砦および船着場の利用などである。
- (21) *UB Nrh.* IV. S. VI.
- (22) *UB Nrh.* IV. S. VI-VII.
- (23) *UB Nrh.* IV. S. VIII.
- (24) *UB Nrh.* IV. S. VIII.
- (25) *UB Nrh.* IV. S. VIII-IX.
- (26) *UB Nrh.* IV. Nr. 202. 1431年、国王ジギスムントはベルク=ユーリッヒ大公アドルフに忠誠の誓いをしないヘルデルおよびツィトベン (Geldern u. Zütphen) の等族と諸都市を帝国裁判所に召喚し、そして7月に帝国アハトの刑に処している。また、同国王は1434年に、ドルトムント市とヘッセン・ラント伯ルードビッヒに武器を持ってベルク=ユーリッヒ大公アドルフに加勢するように命令していた。またアハト刑に処せられているヘルデル伯アルノルドに加勢しているクレーフェ伯を帝国裁判所に召喚していた (*UB Nrh.* IV. Nr. 213)。
- (27) *UB Nrh.* IV. S. IX.
- (28) *UB Nrh.* IV. S. IX.
- (29) *UB Nrh.* IV. S. X.
- (30) *UB Nrh.* IV. S. X.
- (31) *UB Nrh.* IV. Nr. 294. ケルン大司教は購入金として10万4,000グルデンを用意していた。
- (32) *UB Nrh.* IV. Nr. 344.
- (33) *UB Nrh.* IV. S. XII.
- (34) ブランケンベルクの名称の由来は、「植物が生い茂る無所有の山の背」を意味する Blanken に基づく (H. Fischer, *Blankenberg, Ein Kleines Städtchen auf dem Berge, Siegburg*, 1995, S. 11)。
- (35) F. Petri/G. Droegge (hrsg.v.) *Handbuch der Historischen Stätten Deutschlands*, Bd. 3, Nordrhein-Westfalen, Stuttgart, 1970, S. 81-82および、H. Fischer, a.a.O. S. 13-25.
 なお、1245年のブランケンベルク都市法の原本は今日、残っていない。ただし、1450年にベルク=ユーリッヒ大公ゲルハルトが上記の都市法の写しを確認していた (H. Fischer, a.a.O. S. 27-37)。
- (36) *UB Nrh.* III. Nr. 608.
- (37) *UB Nrh.* III. Nr. 634.
- (38) *UB Nrh.* III. Nr. 642.
- (39) H. Fischer, a.a.O. S. 34-35.
- (40) E. Ennen/D. Höroldt, *Kleine Geschichte der Stadt Bonn*, in: *Bonner Geschichtsblätter*, Bd. XX, 1966, S. 25の [図6 : 中世のガウ (Gau)] を参照。
- (41) *UB Nrh.* I. Nr. 448.

- (42) *UB Nrh.* II. Nr. 586 (1268年), Nr. 793 (1284年), Nr. 820 (1286年), Nr. 865 (1289年), Nr. 869 (1289年), Nr. 869 (1289年), Nr. 879 (1290年), Nr. 904 (1290年). なお、同ハインリッヒ・フォン・ヴィンデックの息子がアドルフ 8世となって、ベルク伯領を相続していた (*UB Nrh.* III. S. V.)。
- (43) *UB Nrh.* III. Nr. 1031.
- (44) F. Petri/G. Droeg. a.a.O. S. 788.
- (45) J. Grimm, *Weistümer*, Bd. 3.の *Weistümer des Hofgerichtes zu Lohmar* (1555, 1570年: S. 22-24) と *Weistümer von Seelscheidt* (1440, 1549, 1602年: S. 24-26) である。

〈邦訳〉ブランケンベルク法域法 (1457年)

これは、グリム兄弟の兄ヤーコブ (1785-1863年) が1840年に発刊した『ヴァイストゥーム集』に手を加えず、1957年に東ドイツ (ベルリン) の *Akademie-Verlag* 社が復刻した第二版 (縮刷版) の第3巻に含まれる、1457年のブランケンベルク法域法 (*Rechte des Landes Blankenberg*) [17-22ページ] の邦訳である。

- (注記) 1. ブランケンベルクは、ライン河沿いのボン (Bonn) に注ぎ込むジーク河 (Sieg) 中流域のヘンネッフ (Hennef) 市の東に位置する。
2. 訳文中の [] 内の日本語は、各ヴァイストゥームの理解を容易にするために訳者が補充したものである。また () 内は原語またはその現代語形である。
3. 各条項番号は、訳者が便宜上、設けたものである。また各条項の前に、内容を要約した小見出しを設けて、読者の便に供した。

第1部 ブランケンベルク法域法

(序) [判告した日付について]

1457年聖ヴィトゥス祭日 (6月15日) 後の金曜日に、わが親愛なる、恵み深き領主、ケルン大司教のために、ブランケンベルク法域 [管区=ラント] の公認参審員たち (*die gemeyne scheffen des landz von Blanckenberg*) と法域役人 (*Amptkneichte*) たちがブランケンベルクに集い、そして [住民] 全員に同法域の古き慣習 (*herkommen*)、法規 (*recht*) そして慣例 (*gewoende*) を判告した。[それは]、つまり、彼らの許に維持され、かつ上記の法域で遵守されていた、彼らの以前の、すなわち古き (法規) として、彼ら参審員たちが以下の多くの証書に持ち込んだものである。

(1) [ブランケンベルク法域の住民構成とその徴税機構について]

次に、上記の法域には、それぞれ独自の法の下にいる5種類の住民

(Vonfferleye lüde) と、金銭を彼らから徴収し、ブランケンベルクの財務長官 (rentmeister) に納入しようと務めていた徴税吏 (kneichte) もいた。すなわち、家人 [ミニステリアーレン (dienstlüde)]、市民 (burgre)、荘民 (eygenlüde)、自由人そして保護民 [フォークト住民 (vaitlüde)] たちである。そして、当時は、ヨハン・フォン・ツヴィーフェル (Johann vame Zwysel) がブランケンベルクの行政長官 [管区長 (amptmann)] であった。

そして、20年の年月が経過するうちに、(今日のように) ごちゃまぜに混住し、それ故に、彼ら住民たちは、やがて、同じ教区 (kirspels) に居住することになってしまった。そのため、彼らは教区の徴税吏に直接税 (schetzonge) と領主への納入金 (des heren geltz) を、教区共同体 (die gemeyne in dem kirspel) を介して徴収し、そしてブランケンベルクに納入することを委託し、また上記の5種類の住民に対しては、彼ら独自の [特別な] 徴税吏を拒否した。このため (dadorch)、以下で証書が伝えるように、法域に若干の混乱が生じ、そして [そのため] 制限が加えられた。

(2) [家人の出自とその義務について]

次に、ブランケンベルク法域の家人たちは、上記の法規と古き慣習に従えば、彼らに子供が生まれた場合には、その子供の奉仕 (dienst) は父ないし母のいずれかの家人身分に由来し、[その奉仕の内容は] ブランケンベルク城砦 [ブルク (slosze)] を守備し、かつ従軍すること [義務] である。

(3) [家人の奉仕方法について]

次に、上記の家人たちは、上記の法規と古き慣習に従えば、彼らのうちの誰かある者に財力がある場合、その家人は徒 (かち) で、また騎馬で、そして甲冑を身につけて (mit dem lyve, perden ind harnesche) 奉仕することができる。領主は彼ら、家人にその事を許可すべきである。

(4) [参審員に選出された家人の権利について]

さらに、上記の家人たちは、上記の法規と古き慣習に従えば、彼らの

うちの誰かある者が参審員 (scheffen) に選出された場合、その家人は領主たち〔ケルン大司教／ベルク大公／ブランケンベルク城領主など〕に対しても徒 (かち) で、また騎馬で、そして甲冑を身につけて、ブランケンベルク法域内で奉仕することができる。そして、その者は法廷で判決を下す権限を有する。

(5) 〔荘民の出自とその義務について〕

次に、上記の法規と古き慣習に従えば、さらに、荘民 (eygen lüde) がいる。彼らの子供たちの不自由身分 (eygenschaft) は、父または母の区別なく、両親による。〔また〕彼らはあらゆる奉仕 (allen dienst) と彼ら荘民に固有な〔荘民としての〕奉仕〔義務〕 (yren eygen dienst) をブランケンベルク法域内で行い、かつ従軍に応ずるべし。

(6) 〔同法域に移住してきた新住民について〕

さらに、上記のブランケンベルク法域に流入してきたすべての移住民 (alle inkommende lüde) を領主たちが1年と1日の間、追及しない場合には、その移住者たちはブランケンベルク法域で奉仕すべきであり、また同法域に所属すべきである。ただし、ベルク伯領 (Berghe) から、すなわちシュタインバッハ城砦〔管区〕 (vest van Steynbach=Amt Steinbach) からアーガー河 (Achger=Agger) を渡って移住してきた者たちはその限りではなく、彼らは〔むしろ〕ヴィンデック (Windeck) 所領に所属すべきである。

(7) 〔高裁判領域 (法域) としてのブランケンベルクについて〕

さらに、ブランケンベルク領域内で起こった暴力的な事犯 (alle geweltliche sachen) の一切を裁き、かつ処罰する権限は、ブランケンベルクに帰属する。

(8) 〔領外民への土地売却の禁止について〕

次に、ブランケンベルク法域では常ひごろ以下のように定められてきた。〔それは、すなわち〕同法域内の世襲保有地 (erve) および土地財産 (goit) を〔領外民に〕売却することは許可されていない。しかし、万一〔領外民への土地売却が〕生じた場合には、〔その土地購入者たる領外民

といえども、購入した土地に義務づけられている] ブランケンベルク法域での奉仕〔諸義務〕を提供しなければならない。そして、その奉仕〔諸義務〕提供を果たした場合、その者〔領外民〕は恩恵により〔ブランケンベルクの〕領主の保護下に留まる〔ことができる〕。ただし、ヴィンデック所領出身者はその限りに非ず。

(9) 〔保有地の分割をめぐる親子の対立について〕

また、さらに、ブランケンベルク法域では常ひごろ以下のように定められてきた。〔それは、すなわち〕人々は聖像 (hillige) を〔他領に〕持ち出して、(ケルン) 大司教〔der lanthere〕がその名誉を (gebort) 失墜させられるようなことを出来させてはならない。ただし、この件はブランケンベルクとヴィンデックとの間で、どちらか一方が相手方の管区長〔管区役人 (amptmann)〕に口上をもって (mit eyme par lerssen) 知らせておけば、差し支えない。

(10) 〔法外な地代を条件とする土地貸与の禁止について〕

次に、昔から人々の間で守られていた〔慣習の一つに〕、いかなる者もわが領主のいかなる〔土地〕財産を、聖職者 (教会) からの差し押えや憤怒を受けるような、10マルク以上の地代を条件に貸与するようなことを誓約してはいけない。

(11) 〔ブランケンベルク法域内での領外領主の不法な差し押えについて〕

いかなる領外領主も、このブランケンベルク法域では、自分の領民を暴力的に追跡することも、また〔その者の財産を〕差し押えることも禁止されている。

もしその領主が自分の領民たちに何らかの違反行為を行った場合には、その領主はその領民が居住する教区のブランケンベルク法域の役人 (kneicht) の許にその領民を送り出し、そして本人自らも出頭すべきである。それから、その領主も直ちに (von stonden) 〔領民に〕同行し、そして〔その領民に〕差し押えた財産を返却すべきである。

(12) 〔ブランケンベルクとレーヴェンブルク間の往来 (出入域) について〕

次に、物品 (商品) の取り引きおよび売却のために、ブランケンベル

ク領とレーヴェンブルク領 (Lewenberg=Amt Loewenburg) 両法域の間の往来は可能であり、法域領主 (Landzheren) といえども妨害してはいけない。なぜなら、両法域 (de beyde lande) は以前は同じ領主の許に (eynherrich) [1つの法域として] 統治されていたと判告されているからである*。ただし、家人は別で、人々は彼らから出入域税 (Schatz) を徴収してきた。

* ローン伯にしてハインスベルク領主である (UB Nr. III, Nr. 608 を参照)。

(13) [市民間の売買について]

次に、ブランケンベルク法域でのギルド出身の優れた者〔富裕な親方層 (die goeden mannen van Arde) と家持ち住民 [=市民 (die huysliden)] との間でのあらゆる取り引きや販売 (alle gelden ind verkeuffe) は、いつでも許可されている。そして〔購入者たる〕家持ち住民〔市民〕はその購入した商品に関して、彼が購入した他の商品と同様に、直接税 (schatz) を支払わねばならない。しかし相手のギルド出身の優れた者〔富裕な親方層〕は売却した商品に関して、直接税を支払う必要はない。

(14) [法規の改廃の手続きについて]

これら上記のブランケンベルク法域でのすべての古き慣例、法規そして慣習 (alle dese alde herkomen, rechte ind gewoenden) は、もし、法域〔=管区〕役人 (amptzknechte) たちが一致して〔その不備を〕訴え、かつ〔合理的に〕納得させられる場合には、以下の証書が〔その具体的事例として〕伝えているように、同法域から排除される〔改廃される〕。

第2部 具体的事例について

A 家人について

(15) [その1：家人ラーゲンラーデ家の件について]

次に、アーノルト・キンダー・フォン・ラーゲンラーデ (Arnoltz Kindere van Ragenrade) は、由緒正しきアレフ・フォン・ラーゲンラーデ (Aleff van Ragenrade) を父親に、また彼の正妻ベルタ (Berten, synre elygen huysfrauen) を母親に持つ、正統なブランケンベルク法域の家人と

して生まれた。この点に言及している証書 (brieve) の内容に従えば、以下で伝える同証書の写し (copien) から完全に理解できるように、彼は正統な家人であることが証明されている。

すなわち、前で説明したように、彼はブランケンベルクで生まれ、そして家人として奉仕すべき時に、ブランケンベルク法域から引き離された。つまり、子供たちは、ブランケンベルクの家人奉仕から、古き慣習に従えば、〔彼らの〕生まれ故郷でないヴィンデック領に強制的に連行 (移動) させられた。この事態は、我が恵み深き領主たるケルン大司教の〔統治〕時期に、すなわち、このすぐ前 (昨年) の秋に生じた。

—証書の写し : 1356年 (Copia des brieves) —

余、ディートリッヒ (Diederich) は、ローエン (Loen)、ティニー (Thyny)、ハインスベルク (Heinsberg)、ブランケンベルクの伯 (grave) であるが、以下のことを、すべての住民に知らせる。それは、すなわち、ヌンキルヘン (Nunkyrchen) の余の参審員 (scheffen) たるアレフ・フォン・ラーゲンラーデ (Aleff van Ragenrade) の正妻たるベルタが〔神聖ローマ〕帝国のために余の女性家人 (dienstwyf) であった時、余は〔上記のアレフとベルタ夫妻がもうけた〕子供たちに、彼ら子供たちが以下の証書の〔諸特権と諸義務〕すべてを獲得することを、また彼ら子供たちが余の家人に留まり、そして余の他の家人、たとえば、ブランケンベルク法域にいる帝国家人と同様に、余に仕えることを、願うものである。そして、この確証のために、1356年の復活祭の最初の日曜日に発給されたこの証書に、余の印章を付けた。

(16) 〔その2 : 家人クライス・オリックスレーガーの件について〕

次に、クライス・オリックスレーガー (Clais Olichssleger) の子供たちは、ブランケンベルクの正統な家人 (rechte dienstlûde) であり、そして彼の素性はブランケンベルクの正統な自由身分の家人として知られているクライス・フォン・デア・シュミット (Clais van der Smytten) 家〔家系〕に連なる家柄である。また、彼の子供たちも、我が恵み深き領主たるケルン大司教がこのブランケンベルクを支配する時期に、ヴィンデック領の役人たち (Windechschen Knechte) から攻撃され、そして彼らの生まれ故郷でないヴィンデック領に連行 (移動) させられた。

—証書の写し：1409年 (Copia des briefes)—

余、ディートリッヒ・シャーレック (Diederich Schaleck) [すなわち、ブランケンベルク法域の裁判長 (dinger)]、そしてブランケンベルク法域のすべての参審員たち (alle scheffen) ——すなわち、ハイネ・クニッツパッハ (Heyne Knytzpach)、ヨハン・ヴィーフェルト (Johan Wiefelt)、ティルマン・フォン・リンケンバハ (Tilman van Lynkenbach)、ミント・フォン・ダル (Mynt van Dall)、ヘルマン・アウフ・デア・ツァイト (Hermann up der Zyt) そしてヨーハネス・フォン・ヴォルペンライト (Johannes van Wolpenraide) ——は、この証書を通して、以下のことを、すべての住民に知らせる。[それは、すなわち]、クライス・フォン・デア・シュミット (Clais van der Smytten) とその兄弟ヘンネ (Henne) が、余が裁判長であるヌンキルヘン (Nunkirchen) の法廷に出頭し、彼らが、彼の一族を含めて、古い家系〔の出身者〕であることを証明したことを、また彼らが帝国家人 (rychsdienstlude) であることを、知らせるものなり。

また、以上のことをめぐっては、余がそのことを耳にし、また指摘された時、真実であることが証明されそして納得させられた。そこで、上記のクライスとヘンネの両兄弟は、余に、この証書に印章を付けるように、求めてきた。印章の持ち合わせがなかったので、余はブランケンベルク法域の参審員たちに、彼らの参審員の法廷の印章を、参審員から知らされた本証書につけるように要請した。

本証書は1409年の聖バルトロメオ祭日 (8月24日) の2日前の日 (8月22日) に付与された。

(17) [その3：家人ハインリッヒ・フォン・ストライヘンの件について]

次に、ハインリッヒ・フォン・ストライヘン (Heinrich von Stryffen) は、正当なブランケンベルク生まれの家人であり、その内容から判断して、彼の父も母〔両親〕も家人であることが証明されている。そして、さらに、上記のハインリッヒも結婚した直後から、彼の両親〔の名〕において、ブランケンベルクでの奉仕に駆り出され、そして彼の生まれ故郷でないヴィンデック領に連行 (移動) させられた。

父親に関する証書の写し：1413年 (Copia des briefes van des vaders wegen)

ブランケンベルクの代官 (郡代 (drosten)) たるハインリッヒ・シュパンレーブラウフ (Heinrich Spanrebrouch) とヨーハネス・フォン・ツヴィーフェル・ユング (Johannes van Tzwyvel Jonge)、同地の代官 (Scholtisse) たるハインリッヒ・ヴァイネ (Heinrich Weyne)、そしてブランケンベルクの参審員たち、さらにブランケンベルク法域の裁判長 (dinger) たるディートリッヒ・シャー

レック (Diederich Schaleck) そしてブランケンベルク法域の新たな参審員たるヘンネ (Henne) は、以下のことをすべての住民に告知し、この証書に記載した。

それは、すなわち、ヨハン・フォン・ロイスベ (Johan van Roispe) の娘であるフィア・フォン・ストライヘン (Fya von Stryffen) が余の許を訪れ、そしてブランケンベルク城 (dat sloss) で、自由身分の帝国家人 (女性) であることを証明した。また、親族を代表し、かつ証人として、エルザ・ディ・タイルメンシュ・フォン・ガイスパッハ (Elasa die Tilmensche van Geispach) とメツァ (Metza) [彼女たちは姉妹である] が出席した。彼女らは、余の前で、聖人に向かって、上記のヨハン・フォン・ロイスベの娘であるフィアは、上記したごとく、何らの虚偽もなく、自由身分の女性帝国家人 (eyn fry dienstwyf des rychs) であることを宣誓した。またケストギン (Kyestgin) も同調停のために、その証人の1人として出席した。

そして、我われ、ブランケンベルクの参審員団は、真実の証拠として、ブランケンベルクの我われ参審員団の確固たる印章を、この証書に付けた。[この証書は] 1413年の聖パウロの改心の夕べ (st.Pauwels avent conversio) (1月25日) に付与された。

母親に関する証書の写し : 1419年 (Copia des briefes van der moder wegen)

余、ベルク大公にして、ポンタモント辺境伯 (markgraven zo Pontamont) そしてボーデング伯 (greve zo Bodingen) たるアードルフ・フォン・ゲッツ (Adoulf van Goitz) とその兄弟たるディートリッヒ・フォン・ルートフーゼン (Diederich van Luythuysen) そして余のブランケンベルク城砦に所属し、かつ常駐し、馬と甲冑を持って [家人=騎士として] 余に奉仕する義務のある家人たちに [以下のことを] 知らせる。[それは、すなわち]、もし、余が彼らが必要とする事態が生じたが、しかし、彼らにそのような上記の奉仕能力がない場合、余は彼らを、余の命令ないし親しい行政官 (overmitz unse rede ind frunde amptlude) を通して、上記の奉仕を、以下の条件で免除した。[その条件とは、すなわち]、彼ら家人の各人はその奉仕の代わりに、そして毎年、彼らが存命する限り、4枚の良質の重ライン・グルデン貨幣を支払う義務を負う、というものである。[上記の条件を満たせば] 彼ら家人は上記の各年の奉仕から免除される。

本証書に余の印章をつけた。本証書は1419年聖母マリアの生誕祭 (9月8日) の次の日曜日に付与した。

B 荘民 (農民 : Eygen lude) について

(18) [その4 : 荘民 (eygen lude) ヘンネ・フォン・ボーデングの事例について]

次に、ヘンネ・フォン・ボーデング (Henne van Bodingen)、その父親

リッヒヴィン (Richwin) はドレンドルフ (Dorendorp) 礼拝堂の正当な荘民 (eyn recht eygen angehoerich mann) であり、また主だった富裕民 (hoeuftrech) である。つまり、その独自の法〔荘民法 (das eygen recht)〕は、法域法〔ラント法 (landesrechte)〕と古き慣習に基づき、住民たち (die gebort) をあらゆる〔不法な〕奉仕から保護する。

ところで、前で明らかにしたように、その件をめぐる、上記のヘンネはブランケンベルクで奉仕する〔住民である〕ことが証明されている。そして最近 2 年間にわたりヴィンデック領民から攻撃され、そして今や彼の生まれ故郷でないヴィンデック領に連行された。

(19) [その 5 : 荘民 (eygen lude) ヨハン・フォン・ガイレンアイヘンの事例について]

次に、ペーターの息子たるヨハン・フォン・ガイレンアイヘン (Johan van Geilleneychen) も、彼の祖母 (anghfrauen) そして彼の父が 2 人とも正当な荘民 (die rechte eygen lude) であることから、正当な荘民である。そして彼は、存命する限り、ブランケンベルクでの荘民法を所有し、また同地で奉仕する義務を有する。

上記のヨハンが初めて奉仕に出向くべき時に、彼は自分の故郷でないヴィンデック領での奉仕に連行された。

C 流入民 (移住者 : Inkommenden lude) について

(20) [その 6 : スティーネ・フォン・デア・アッカーの事例について]

次に、すべての流入民〔移住者 (alle inkomende)〕は、古き慣習に従えば、法的にはブランケンベルクに所属すべきであるが、〔もし〕上記の事態が生じた場合、それはブランケンベルク法域 (支配領域) から取り除かれる。

〔たとえば〕スティーネ・フォン・デア・アッカー (Styne van der Acher) は、彼女の母親と共にケルン市で生まれ、〔そして〕実際に幸せを見つけようと期待してケルン市からブランケンベルク法域に移って来た人物であり、数年間ブランケンベルクでの奉仕に従事していたことが証明されている。〔しかし〕今や、わが恵み深きケルン大司教の〔統治〕

時期に、彼女は招致され、そして生まれ故郷でないヴィンデック領へ〔の移住を〕強制された。

(21)〔その 7 : ヘンギン・フォン・ヘレキンゲンの事例について〕

次に、ロリックスのヘンギン・フォン・ヘレキンゲン (Rorichs Hengin van Herechingen)、その母親はブランケンベルクの在地住民〔女性住民 (eyne ingesessen frauwe)〕であるが、しかしジーベルク修道院長に従属していた。〔しかし〕上記のヘンギンは、ブランケンベルクの参審員を介して、初めから、同地での奉仕を自ら選択し、〔ブランケンベルクの〕法に従い、奉仕を十全に果たしていた。

その後、ブランケンベルクのすべての住民が〔ケルン大司教以外の〕外部の領主〔ベルク伯か?〕に所属することになり、彼らのブランケンベルクでの奉仕も〔同領主に所属するもの〕となったので、古き慣習に従って、上記のヘンギンは、わが恵み深き領主たるケルン大司教の〔統治〕時期に、彼女の生まれ故郷でないヴィンデック領に移住させられた。

(22)〔その 8 : カテリーナ・フォン・レクリンゲンの事例について〕

次に、カテリーナ・フォン・レクリンゲン (Katherina van Roeckelingen) は、彼女の母親がサント・ゲヴェール (St. Gewer) からの移住民 (eyne inkommende frauwe) で、ブランケンベルク法域に属するファーディエン (Vadyen) に位置するアウウェル荘園 (Hof zum Auwell) に移ったために、ブランケンベルク法域に所属することになった。その上記のカテリーナは、彼女の娘をブランケンベルク法域で結婚させた。娘と娘の夫はこの前の年〔昨年〕まで、ブランケンベルクで奉仕に勤めてきた。

その間に、娘の夫が死去したら、ヴィンデック領民たちは〔残された〕娘〔未亡人〕を「彼女は同地で生まれた〔土着の〕住民ではない」として、問題沙汰にしようとしている。

(23)〔その 9 : アルテンバハのヘンギンの事例について〕

次に、アルテンバハのヘンギン (Altenbachs Hengin) は、彼の母親がブランケンベルクの城砦〔都市〕 (Burgessche zo Blankenberg) 出身者のた

め、ブランケンベルクに所属する住民であった。その母親の兄弟たるヨハン・フォン・ライデ (Johan van Reyde) とその姉妹で、アロフ・フォン・ホイショールレ (Aloff van Voyscholre) の妻であるドウルダ (Druda) が共に同〔ブランケンベルク城砦都〕市の市民 (burgere) であり、ブランケンベルクで奉仕していることは、良く知られていた。

〔このような家系に属する〕上記のヘンギンもこの前の年〔昨年〕に、生まれ故郷でないヴィンデック領に移住させられた。

(24) 〔その10: ヨハン・フォン・クロムメの事例について〕

次に、ヨハン・フォン・クロムメ (Johan van Kromme) は、ホインベルク領 (Hoyenberg) からシュタインバッハ城砦 (die Veste van Steynbach) に移住させられ、そして、この城砦からブランケンベルク領に移ってきた。したがって、彼がホインベルク領から初めて移住して〔最終的にブランケンベルク領に〕移ったのだから、彼には当然ながら、ブランケンベルク領に所属する正当性があるのだが、この件について、ヴィンデック領民たちは反対している。

(25) 〔その11: トニス・フォン・ゾンゲンライデの事例について〕

次に、トニス・フォン・ゾンゲンライデ (Thonis van Songenraide) は、ユーリッヒ市 (Stat Guylge) 出身者であり、ベルク領で結婚した。その後、彼の妻が死去したので、彼はブランケンベルク領に移り、そして同地 (ブランケンベルク領) で、ブランケンベルク所属の女性家人 (eyne Dienstfrau) と再婚した。

この件については、彼は合法的に〔手続きを〕踏んでおり、それ故に、古き慣習に従えば、上記のトニスはブランケンベルクに所属するのが当然なのだが、彼は生まれ故郷でないヴィンデック領での奉仕に駆り出されている。

(26) 〔その12: ハイン・フォン・ハーゲンの事例について〕

次に、ハイン・フォン・ハーゲン (Hayn van Hagen) はホインベルク領のゴメルスバッハ城砦 (Veste van Gommerspach) の出身者であり、ホインベルク領 (Hoyenberg) からブランケンベルク領に移ってきた。そして、彼

は彼の生まれ故郷でない、ヴィンデック領での奉仕に駆り出されている。

ブランケンベルク法域法（1457年）の原語索引

1. この索引は、中世ドイツ語で記されたブランケンベルク法域法を対象に、訳者が作成したものである。
2. [] 形括弧の中に掲げた現代ドイツ語と、() 形括弧の中に掲げた訳語は、原則としてこの訳書に用いた訳語であり、必ずしも普遍的な妥当性をもたないような場合もあることを考慮されたい。
3. 各条項の番号は訳者によるものである。序章は便宜上、0 で表す。
4. 最後の数字は、語句を含む各条項の番号であり、参照条項の多い項目については、・・・で略記する。
5. 地名は●を付けて強調した。

A

affegestalt [verweigern] (拒否する) 1
affgegangen [sterben/abgehen] (死亡する／立ち去る) 22, 25
affgezogen [abziehen] (取り除く) 14
ain bracht [einbringen] (導入する) 0
alda [alt] (古い) 0, 3, 4, 10, ……
alderen [Eltern] (両親) 17
allewege [immer] (いつも) 8, 9, 13, ……
alsulchen [solch] (そのような) 3, 4, 5, ……
Amptknechte [Amtknecht] (法域役人／管区役人) 0, 9, 14
Amptman [Amptmann] (行政長官／管区長) 1
angehoerich man [Gehörige man] (従属民／不自由民) 18, 22, 23
Anghfrauwen [Urahnfrau] (曾祖母) 19
antasten [antasten/angriffen] (攻撃する／侵害する) 16, 18, 22
Arde [Gilde] (ギルド) 13
Argelist [Arglist] (悪意) 17
as [als] (として) 0, ……
as dann [alsdann] (それから) 17, 20
ave verkurtz [wegkratzen] (取り除く) 20

B

behalten [behalten] (維持する) 2, 15
behooven [bedürfen] (必要とする) 17
Berge [● : Berg (ベルク)] 25
—— Adolf van Goitz [ベルク大公 : 1419年] 17
—— Diederich van Luythuysen [Adolf の弟 : 1419年] 17

besen [besehen] (得る) 25
 Besetzunge [Beschlagnahme] (差し押さえ) 10
 Bestadonge [Heirat] (結婚) 12, 17
 bestat [verheiraten] (結婚／再婚する) 22, 25
 besonderen [besonder] (特別な) 1
 besweren [beschwören] (宣誓する) 10
 bevolen [vertrauen] (任せる／委託する) 1
 billiche [billige] (正当な) 24, 25
 Blanckenberg (● : ブランケンベルク) 0, 1, 2, 5, …
 ————— Johann von Zwyyvel [行政長官／管区長 : 1437年] 1
 ————— Diederich Grave [伯 : 1356年] 15
 ————— Clais Olikseger [家人] 16
 ————— Clais von der Smytten [家人] 16
 ————— Henne von der Smytten [家人] 16
 ————— Dietrich Schaleck [法域／管区裁判長 : 1409年] 16
 ————— Heyne Knytzpach [法域／管区参審員 : 1409年] 16
 ————— Johan Wiefelt [法域／管区参審員 : 1409年] 16
 ————— Tilmann von Linkenbach [法域／管区参審員 : 1409年] 16
 ————— Mint von Dall [法域／管区参審員 : 1409年] 16
 ————— Gerart von Scheide [法域／管区参審員 : 1409年] 16
 ————— Herman up der Zit [法域／管区参審員 : 1409年] 16
 ————— Johannes von Wolpenraide [法域／管区参審員 : 1409年] 16
 ————— Heinrich von Striffen [家人] 17
 ————— Fya von Striffen [Johannes von Roispe の娘／自由身分の帝国家人] 17
 ————— Heinrich Spanrebrouch [代官 : 1413年] 17
 ————— Johannes von Tzwiefel Jung [代官 : 1413年] 17
 ————— Heinrich Weine [市長 : 1413年] 17
 ————— Dietrich Schalck [法域／管区裁判官 : 1413年] 17
 ————— Henne [参審員 : 1413年] 17
 ————— Rorichs Hengin von Herechingen [地元住民] 21
 ————— Altenbachs Hengin [地元住民] 23
 ————— Johann von Reide [市民] 23
 ————— Alff von Voyscholre [市民] 23
 ————— Druda [市民 Alff の妻] 23
 blyven [bleiben] (留まる) 15
 Boding (● : ボーデング) 17, 18
 — Richwins Henne von (荘民) 18
 Boesem [Verwandschaft/Sippe] (親族) 16, 17
 boven [über] (～に関して) 5
 — [oben] (上の) 14

Brieve [Brief] (証書) 15, 16, 17
Broder [Bruder] (兄弟) 16, 23
Brucken [Überbrückung] (調停、和解) 17
Bügere [Bürger] (市民) 1, 23
Burgersch [Burgbewohner/Burgsässe] (城砦都市の住民) 23
buysen [büßen] (賠償する) 8
bynnen [innen] (～の中に) 4, 6, 8・・・・

C ⇒ K u. S

D

dadorch [dadurch] (それによって) 1
Dage [Tag] (日) 0, 6
darover [darüber] (それに関して) 15
dat [daß] 3
dede [tun] (する) 8
dienen = denen [dienen] (奉仕する) 4, 6, 15, 22
Dinst [Dienst] (奉仕) 5, 8, 15, 17, 19, 20, 21, 25, 26
Dinstlude [Dienstmann] (家人／ミニステリアル) 1, 2, 3, 4, 12, 15, 16, 17
——— wyf/frauwe [Dienstweib] (女性家人) 15, 17, 25
fry —— [Freidienstmann] (自由身分の家人) 16, 17
do [da/als] (～の時) 0
Dochter [Tochter] (娘) 17, 22
doin hangen [anhangen] (つるす) 15
doin kunt [kündigen] (告知する) 15, 16, 17
dorch [durch] 1
drongen [drängen] (駆りたてる／強制する) 15, 17
Drosten [Drost] (代官／地方長官) 17
Druzienhondert [Dreizehnhundert] (1300) 15
Dynger [Richter] (裁判官) 16, 17

E

eirsten [ersten] (第一の) 15
elygen [ehelich] (正当な) 15, 16
en [nicht] (～ない) 6, 10, 15, ・・・
entleythet [entführen] (奪いさる／持ち出す) 9
erclert [erklären] (説明する) 15, 22
erlassen [erlassen] (免除する) 21
Ertzbuschoffe [Erzbischof] (ケルン大司教) 0
etzliche [etlich] (若干の) 1

eygen [eigen] (独自の) 5
—— mann [Eigenleute] (荘民／不自由民) 1, 19
—— Johan von Geilleneichen [荘民] 19
—— recht [eigen recht] (独自／固有の法) 19
eyncher [einer] (一人) 4
Eynherrich [dieselbe Herrschaft] (同じ支配領域の) 12
eynich [einige] (いくつかの) 11

F ⇒ V

G

gain [gehen] (持ち出す／行く) 9
gebeden [bitten] (請求する) 16
Geboden [Gebot] (招集／命令／定める) 8, 9
geboren [gebaren] (産む) 15, 16, 17, . . .
Gebort [nachkommenschaft] (子／子孫) 2, 5, 9
geboesemt ⇒ Boesem を参照
gebrech [brechen] (違反行為を犯す) 11
Gebrechge [Lärm] (混乱) 1
Geburt [nachkommenschaft] (子／子孫) 2, 23
geburt [geschehen] (生じる) 15, 16, 17, . . .
gebürrent [zukommen] (～に帰属する) 7
gebruychen [benutzen] (利用する／享受する) 3, 4
gedain [tun] (する) 2, 3
gedenen [dienen] (奉仕する) 3
gedrongen [drängen] (駆りたてる／強制する) 15, 17, 20
gefolgt [nachkommen] (～を守る) 0
gehangen [hängen] (吊るす) 16, 17
gekoren [kiessen] (選択する) 21
gelden [bezahlen] (支払う／取引) 12, 13
geleden [vergehen] (経過する) 1
Gelt [Geld] (金銭) 1
gelycks [gleich] (同じ) 13, 15
gemeyne [allgemein] (一般の／公認の) 0
—— [Gemeinschaft] (共同体) 1
gemeynlich [insgesamt] (一致して) 14
gesat [setzen] (任官する) 4
geschaffen [schaffen] (生む) 2
Geschreven [Schrift] (証書) 0
—— [schreiben] (記録する) 1, 14

gesessen [ansässigen] (居住する) 1
 Geslechte [Geschlecht] (家系／素姓) 16
 gestaden [gestatten] (許す) 8
 Gesuster [Geschwister] (姉妹) 17
 gesynnen [gehen/kommen] (行く) 11
 geswoeren [schwören] (宣誓する) 17
 Getzuch [Zeuge] (証人) 16, 17
 geven [geben] (与える) 1, 11
 Gewalt [Gewalt] (暴力) 11
 geweltliche [gewaltsam] (暴力的な) 7
 Gewoende [Gewöhnheit] (慣習) 0, 14
 gewynnen [gewinenn] (獲得する) 16
 gezogen [ziehen] (連行する) 15, 16, 18, 19, 21, 23, 24
 gheynne [kein] (一つも～ない) 6, 10
 Gifft [Gift] (贈り物) 10
 gnedigen [gnädig] (恵み深き) 0, 15
 Goede=Goit [Gut] (財産) 10, 13, 21
 gönnen [gönnen] (願う／恵与する) 16
 Greve [Graf] (伯) 15
 guaden [gut] (立派な) 0
 Guilge [● : Jülich (ユーリッヒ)] 25
 —— Thonis von Songenraide [移住民 : ユーリッヒ伯領からベルク伯領への移
 住者] 25
 Gülden [Gulden] (グルデン貨幣) 21

H

Harnesche [Harnisch] (甲冑／鎧) 3, 4, 17
 he [er] (彼) 1, 11
 Herkommen [Herkommen] (慣習) 0, 4, 5, 14, . . .
 herna [hernach] (その後) 1, 14, 15, . . .
 Hertzouge [Herzog] (公爵) 21
 Herveste [Herbert] (秋／収穫期) 15
 Hillige [Heilige] (聖人) 9, 17
 hirna [hiernach] (これによって) 0
 Hoefutrech [Hauptreicher] (主だった富裕民) 18
 Hoff [Hof] (荘園) 22
 —— Auwelle [ブランケンベルク領のハーデイン (Vadien) に位置する荘園] 22
 Huysfrau [Hausfrau] (主婦) 15
 Huysleude [Hausgesessen] (家持ち住民) 13
 Hyndernisse [Hinderniss] (妨害) 12

I=J

- Jair=Jare [Jahr] (年) 0, 6, 15, . . .
ickliche=itlich [Jeder] (各々の) 9
ind [und] (そして) 0, 1, 2, . . .
in der wairheyth [in der Tat] (実際に) 20
indess [indessen] (そうするうちに) 16
Ingesegele [Insigel] (印章) 15
ingesessen [eingesessen] (土着の/地元の) 21
Inhalde [Inhalt] (内容) 15, 16, . . .
Inkommende lude [Einkommende] (移住者) 6, 20, 22
int [in/sicht] (～の中へ) 28, 30
Inzouch [Einzug] (入国/転入) 12
ir [ihr] (彼女の) 22, 23
irst [zuerst] (初めて) 19

K

- Kirspselen [Kirchspiel] (教区) 1, 11
Kneichte [Knecht] (役人) 1, 11
Colne [●: Köln] (ケルン/大司教) 0, 15, 20, 21
—— Styne von der Acher [移住民] 20
kyestgin [züchtigen/quälen] (強要する) 20
Kynder [Kinder] (子供) 15, 16
Cyns [Zins] (地代) 10

L

- laiszen [lassen] (許す) 3
Landesrecht [Landrecht] (ラント法) 18
ledich [ledig] (免除される) 17
levent [leben] (生きる) 17
Leveren [ausliefern] (納入する) 1
levenlank [lebenlang] (生涯に渡り) 19
lieven [lieben] (親愛なる) 0
Lewenberg [●: Löwenburg] (隣接するレーベンブルク法域/管区) 12
Lude [Leute] (人) 5, 11
Lyve [Leib] (身体/自ら) 3, 4

M

- mach [mögen] (できる) 4, 15, . . .
Mails [Brief] (証書) 15

maissen [Masse] (多くの) 0, 21
mit gain [mitgehen] (同行する) 11
Moder [Mutter] (母親) 2, 5, 17, 21, 22, 23
moicht [mögen] (できる) 3

N

na [nach] (～の後に) 0, 15, . . .
navolgende [nachfolgen] (追跡する) 6, 12
nemelichen [namlich] (すなわち) 15
nest [nächste] (直ぐに) 15, 17, 18, 22, 23
Nunkirch [● : Neunkirchen] (ブランケンベルク法域内の都市ノインキルヒェン) 15
——— Aleff von Ragerade [参審員 : 1356年] 15
——— Berta [家人/Aleffの正妻 : 1356年] 15
——— Arnoltz Kindere von [家人] 15
nuwen [neuen] (新しい) 17
nyemande [niemand] (誰も～ない) 12
nyet=niet [nicht] (決して～ない) 8, 16, 17, . . .
nyt [nicht] (～ない) 11, 15, . . .

O

oever [über] (を越える) 6
off [oder] (または) 2, 5, . . .
ouch [auch] (～もまた) 4, 17, . . .
overgeweist [überweisen] (納得させる) 16
overmit [durch] (～を介して) 6, 16, 17, . . .

P

par lerssen [parler (仏語)] (口上/話すこと) 9
parthye [Partei] (当事者) 9
Pende [Pfande] (質物/担保) 11
penden [pfänden] (差し押さえる) 11
Perden [Pferde] (馬) 3, 4, 17
plach [abmuhen sich] (努力する) 1

R

Reeden [Rechenschaft] (権限会計) 0
Rentmeister [Rentmeister] (財務長官) 1
Rychs [Reich] (神聖ローマ帝国) 15, 17
Rychsdienst lude [Reichsdienstleute] (帝国家人/ミニステリアル) 15, 16

rynscher [Reheinische] (ラインの) 21

S

Sachen [Sache] (案件/事柄) 7

samen [zusammen] (一緒に) 22

sament [gesamt] (すべての) 23

Schatz [schatz/Steuer] (租税/課税) 12, 13

Scheffen [Schöffen] (参審員) 0, 4, 15, 16, 17, 21

———— doms [Schöffengericht] (参審員法廷) 16

Schetzong [Schatzung] (直接税) 1

Scholtisse [Schultheiss] (市長) 17

schreif [schreiben] (記録する) 0, 17

seess [Sechs] (6) 15

segelen [siegeln] (印章をつける) 16

sementlich [sämtlich] (住民全員の) 0, 16

Siegel [Siegel] (印章) 17

sii [sein] (～がある) 0

Slosze [Schloss] (城/館) 2, 17

soeken [verfolgen/klagen] (追跡する/告訴する) 11

so we [sowie] (それ故に) 1

St.Gewer [●: サンクト・ゲヴェール] 22

———— Katherina von Roeckelingen [移住民: サンクト・ゲヴェールからの移
住民] 22

stede [fest] (確固たる) 17

Stedicheyt [Bestandigkeit] (持続性/不変) 16

Steynbach [●: Steinbach] (隣接するシュタインバッハ管区) 23

———— Johan von Kromme [移住民: シュタインバッハ城砦からの移住者]
23

sulch [solch] (そのような) 2

sule=sullent [sollen] (～すべきである) 6, . . .

sunder [ohne] (～なしで) 2, 5, 12, 17

sunderlyngen [besonder] (特別な) 1

Suster [Schwester] (姉妹) 23

swarer [schwere] (重い) 17

sy [sie] (彼ら) 1

Syberg [Siegburg Abt] (ジークブルク修道院長) 21

T

tushen [zwischen] (～の間) 9, 12

U

- uffgezogen [aufziehen] (引き抜かれる) 2, 4, 20
undereynander gemenget [untereinander mengen] (混住する) 1
Under scheyt [Uunterscheidung] (区別) 2, 5
up [auf] (～の上に) 4
upgedain [auftun] (説明する) 0
up zoheven [aufzuheben] (徴収する) 1
uysz [aus] (～から) 6
uysgescheyden [ausscheiden] (～は除く) 6, 8, 12, 20
uysweldige [auswärtige] (外国の／他国の) 11, 25
uys zo richten [ausrichten] (裁判する) 7
Uyszouch [Auszug] (出国／転出) 12

V

- Vadyen [●: フェーディエン] 22
—— Katherina von Roeckeling [移住民／フェーディエンのアウエル荘園に移住] 22
faeren [fahren] (往来する) 12
Vaitlude [Vogtleute] (フォークト住民／保護民) 1
verbessern [ausbüßen] (賠償する) 7
verfallen [bleiben] (留まる) 8
vergulden [vergüten] (購入する) 13
vermogent [vermögend] (財力のある／裕福な) 2, 3, 21
verkeuffen [verkaufen] (売却する) 12, 13
Verkortzounge [Verkürzung] (減少／制限) 1
verkouft [verkaufen] (売却する) 8
verkurtz [abschneiden] (切り離す／除外する／改廃する) 14, 15
verstain [verstehen] (理解する) 15
Vesten [Feste/Gerichtbezirk] (城砦／裁判管区) 6, 24, 26
Vitzen [Fitze] (より糸) 17
Foeren [Forum/Gericht] (法廷) 4
foirder [früher/um so eher] (より以前に) 10
volgen [Heerfolge leisten] (出征／従軍する) 2, 5
—— [nachfolgen] (後に続く) 1
vonfferleye [füngerlei] (5種類の) 1
von stonden [von stund an] (ただ今から) 11
Vonfzichsten [Fünzigsten] (第50番目) 15
vort [ferner] (さらに) 6, 9, 11, . . .
Frunden [Freunden] (保護者／友人) 0

Vryen lude [Freimann] (自由人) 1
Frydagh [Freitag] (金曜日) 0
vur [für/vor] (～のために／前に) 0
vuraldern [veralten] (由緒ある／由緒正しい) 15
vurbracht [darlegen] (説明する／表明する) 14
furfaren [vorfahr] (以前の／祖先の) 0
vurg. [vorgenannten] (前述の) 0, 3, 4, . . .
vurleden [vergangen] (過ぎ去った) 15, 22, 23
vurtzyden [ehemals] (かつては／以前は) 12

W

waill [völlig] (十分な／完全な) 15, 21
waill doin [vollmachn] (十分に行く) 25
Wairheyte [Wahrheit] (真理／真実) 16, 17
want [denn/weil] (なぜなら) 12
wenden [ausrichten] (裁判する／判決を下す) 4
Windech [● : Windek] (隣接するヴィンデック管区、領民) 9, 15, 16, 17, 18, 19,
20, 21, 22, 23, 24, 25, 26
Wyff [Weib] (妻) 15

Y

Ycklich [jeder] (各人) 1, 17
Ymantz [jemand] (誰かある者) 3
yn [ihn/ihnen] (彼(彼女)を／彼(彼女)らに) 0, 1, 3, . . .
yre [ihre] (彼女の／彼らの) 0, 5, . . .

Z

zolaissen [zulassen] (許可する) 9, 13
zor zyt [zur Zeit/zu jener Zeit] (目下／その当時は) 1

〔付記〕

同邦訳にあたり、恩師の椋川一朗先生（東京都立大学名誉教授）からご教授をいただいた。また『低地ライン史料集』に関しては、小倉欣一先生（早稲田大学教授）の、またベルク史関係の文献については、出口裕子さん（早稲田大学・大学院生）のご好意で利用させていただいた。この場を借りて、お礼申しあげる。